

静岡県告示第306号

静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）第22条の規定に基づき、農業法人新規展開支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年4月10日

静岡県知事 鈴木康友

農業法人新規展開支援事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、農業法人等の誘致を促進し、もって地域の農業の活性化に寄与するため、農業法人新規展開支援事業費補助金実施要領（令和8年3月31日付け農ビ第1356号農業ビジネス課長通知。以下「実施要領」という。）に基づき事業を実施する農業法人等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「農業法人新規展開支援事業」とは、現在農業を行う市町村と異なる市町において、スマート農業技術等を導入して耕作を行うため、その農用地等について、新たに賃借権若しくは使用貸借による権利の設定又は所有権の移転（以下「権利移動」という。）を受け、農業生産活動を開始する農業法人等に対し、県が補助金を交付する事業をいう。
- (2) この要綱において「スマート農業技術等」とは、別表1に定める技術をいう。
- (3) この要綱において「農業法人等」とは、別表2の事業実施主体に定める者をいう。
- (4) この要綱において「農業生産活動」とは、当該農用地等における耕作（土地に労費を加え肥培管理を行って作物を栽培すること。）に加え、施設整備及び基盤整備（これらに附帯する測量等を含む。）をいう。

第3 補助額、補助の要件

別表2に掲げるとおりとする。

第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書（様式第1号）
 - イ 事業計画書（様式第2号）
- (2) 提出期限
別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 事業実施主体は、実施要領に従わなければならないこと。
- (2) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (3) 本要綱に定める他、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）交付要綱（インフラ整

備事業を除く。) (令和7年3月6日府地創第38号、府地事第67号) の定めるところによること。

第6 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書 (様式第3号)

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第7 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法 (昭和63年法律第108号) に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額 (以下「消費税仕入控除税額」という。) がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等 (消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法 (昭和25年法律第226号) に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。) がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額 (1) により減額したものについては、その金額が減じた数を上回る部分の金額) を消費税仕入控除税額等報告書 (様式第4号) により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

第8 その他

知事は、事業実施主体に対し、当該補助金の使途や現在の農業の状況に係る資料の提供及び説明を求めることができることとし、必要に応じて、指導、助言、調査等を行うことができるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年度分の補助金から適用する。

別表 1 (第2 関係)

作目		対象となる技術
露地 作目	水稻	<ul style="list-style-type: none"> ・直進アシスト田植機、無人・ロボット田植機 ・AIコンバイン、無人・ロボットコンバイン
	露地野菜	<ul style="list-style-type: none"> ・乗用定植機、直進アシスト定植機 ・乗用収穫機、全自動収穫機 ・環境センシング
施設園芸		<ul style="list-style-type: none"> ・統合環境制御機器
共通		<ul style="list-style-type: none"> ・栽培管理システム、経営管理システム ・GNSSトラクター、無人・ロボットトラクター ・上記のほか、農業振興上重要であると知事が認めるもの。

別表 2 (第3 関係)

補助額	事業実施主体	補助の要件
定額 (250万円)	<p>事業実施主体は、次に定めるすべての要件を満たすこと。</p> <p>(1) 認定農業者（農業経営基盤強化促進（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第12条第1項に基づき経営改善計画の認定を受けた者）であること。</p> <p>(2) 地域計画（基盤強化法第19条第1項に基づく地域農業経営基盤強化促進計画）の目標地図に位置づけられた者（位置づけられることが確実であると市町長が認める者を含む。）であること。</p>	<p>補助の要件は次に掲げるすべての要件を満たすこと。</p> <p>(1) スマート農業技術等を導入して行う計画について、県の承認を受けること。</p> <p>(2) 新たに権利移動を受ける農用地等について、以下の全ての要件を満たすこと。</p> <p>ア 基盤強化法第19条第1項に規定する地域計画の区域内の農用地等であること。</p> <p>イ 賃借権若しくは使用貸借による権利の設定の始期又は所有権の移転の時期が事業実施年度内であること。</p> <p>ウ 面積の合計が、施設園芸においては0.2ha以上、露地作目においては0.5ha以上であること。</p> <p>(3) 事業実施年度内に農業生産活動を開始していること。</p> <p>(4) 本事業によりスマート農業技術等を導入して行う農業を、県や市町等の求めに応じて公開すること。</p>

様式第 1 号 (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

農業法人新規展開支援事業費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名

年度において、農業法人新規展開支援事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 交付申請

(1) 金 額 円

口座振替先 金融機関名
支店名
口座種別
口座番号
口座名義人 (カナ)

(注) 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第2号（用紙 日本産業規格A4縦型）

農業法人新規展開支援事業事業計画書

1 事業の目的

2 新たに権利移動を受けた農用地等

(1) 地番及び面積（合計面積）

(2) 賃借権若しくは使用貸借による権利の設定の始期又は所有権の移転の時期

3 栽培品目

4 実施した農業生産活動の内容

※内容が分かる写真等を添付すること

5 導入するスマート農業技術等の概要

様式第3号（用紙 日本産業規格A4縦型）

請求書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた農業法人新規展開支援事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名

口座振替先 金融機関名
支店名
口座種別
口座番号
口座名義人（カナ）

（注） 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第4号（用紙 日本産業規格A4縦型）

消費税仕入控除税額等報告書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた農業法人新規展開支援事業費補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- | | | | |
|---|--------------------------------|---|---|
| 1 | 補助金の確定額 | 金 | 円 |
| | （ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額） | | |
| 2 | 補助金の交付の申請時に減額した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額） | 金 | 円 |

（注） 記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料等）を添付すること。

（注） 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名